

喀痰吸引等に係る従事者認定・事業者登録手続の『電子申請』が始まりました！～令和6年3月18日運用開始～

令和6年3月18日（月）より、申請手続（新規登録、変更、更新、再交付）を電子化し、利便性の向上、喀痰吸引等行為開始までの期間短縮を図りました。

電子申請のポイント

申請が簡便に！

- 電子申請では24時間受付が可能です。
※東京都福祉保健財団申請分の締日は従来どおり月2回（原則15日と末日）です。
- 申請内容の不備等はシステム上で簡単に修正・差替えが可能です。
- 電子申請では申請時のレターパックの提出は不要です。

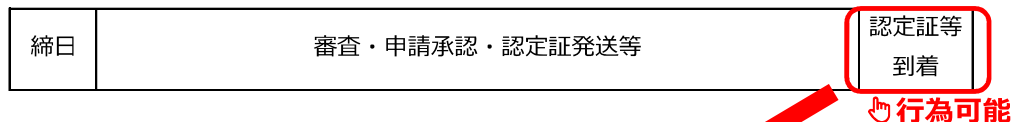
処理状況が見える！

- システムで処理状況の確認ができるようになります。
- 認定時や登録時は、メールでも処理状況をお知らせします。

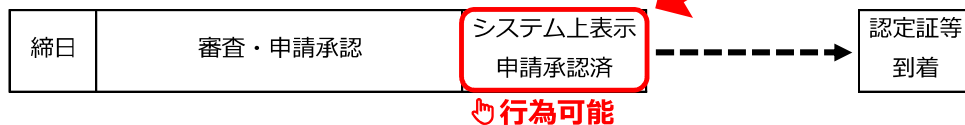
喀痰吸引等行為開始までの期間が短縮！

- システム上の処理状況が「申請承認済」になると、メールのお知らせが届きます。承認された内容をシステムで確認の上、喀痰吸引等行為を開始することができます。電子申請では、締日から**7営業日程度で行為可能**になります。

≪紙申請のスケジュール例≫



≪電子申請のスケジュール例≫



行為を開始できる日が**5営業日程度短縮**！

電子申請が便利です。ぜひご利用ください！

- 電子申請はこちらから
URL：<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

（当面の間は、紙申請も従来どおり受け付けます。）



【電子申請に関する問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉人材養成室 たんの吸引担当

TEL：03-33344-8629（平日9時から17時30分まで）

URL：<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>（従事者認定・事業者登録のページ）

※電子申請開始に伴う手続の変更点について、詳細は上記ホームページをご確認ください。